

## 福岡女子大学大学院人文社会科学研究科履修規程

平成27年4月1日制定

平成31年4月1日改正（最終）

### （趣旨）

第1条 福岡女子大学大学院人文社会科学研究科（以下「研究科」という。）における教育課程及び履修方法については、福岡女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び福岡女子大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### （授業科目及び単位数）

第2条 博士前期課程の授業科目及びその単位数は、大学院学則別表1及び別表2のとおりとする。

2 博士後期課程の授業科目及びその単位数は、大学院学則別表4及び別表5のとおりとする。

### （研究指導教員）

第3条 研究科教授会は、学生の研究指導及び履修指導を行うため、学生ごとに研究指導教員を定める。

2 指導教員は、主指導教員1名及び副指導教員1名以上を置くものとする。

3 主指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授または准教授とする。

4 学修上又は研究指導上必要があると認める場合は、指導教員を変更することがある。

### （研究指導）

第4条 学生は、学位論文の作成等に関し、研究指導教員の研究指導を受けなければならない。

### （履修登録）

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を、研究指導教員の指導を受けて、定められた期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、各学期の授業開始の日から14日以内に教務システムの履修登録メニューにより行う。

3 同一時限に開講される科目については、2科目以上の重複履修は認められない。

### （試験）

第6条 履修科目に係る単位修得の認定は、試験による。ただし、研究報告等の審査をもってこれに代えることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第7条 試験の成績は、A・B・C・Dの評語で表わし、A・B・Cを合格、Dを不合格とし、その配点基準は次のとおりとする。

- A 80点～100点
- B 70点～80点未満
- C 60点～ 70点未満
- D 60点未満

なお、研究科教授会が認める科目にあつては、「認定」の評定を行うことができる。

- 2 授業科目の成績評価に当たっては、学生に対して講義概要等でその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 3 前項の成績評価に関し、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し出ることができる。疑義を申し出る学生は所定の期日までに成績疑義照会願を提出する。

(修了の判定)

第8条 研究科教授会は、最終試験終了後、大学院学則第18条及び第19条に規定する修了の要件に基づき、修了の可否を判定する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法に関する必要な事項は、研究科教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福岡女子大学大学院人文社会科学研究科履修規程は、平成29年4月1日以降に入学した学生

について適用し、平成29年3月31日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学大学院人文社会科学研究科履修規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。